

地方税法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改 正 後</p>	<p>附 則 （軽油引取税の課税免除の特例） 第十條の二の二 略 2 〱 12 略 13 法附則第十二條の二の七第六項に規定する政令で定める国際約束は、 次のとおりとする。 一 〱 六 略 七 日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役 務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協 定</p>
<p>改 正 前</p>	<p>附 則 （軽油引取税の課税免除の特例） 第十條の二の二 略 2 〱 12 略 13 法附則第十二條の二の七第六項に規定する政令で定める国際約束は、 次のとおりとする。 一 〱 六 略</p>